

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月30日

住 所 沖縄県石垣市字白保 1960-104-1

事業者名 石垣空港ターミナル株式会社  
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 黒嶋 克史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が管理する石垣空港旅客ターミナル施設は、移動等円滑化基準に適合しているが、利用者が増加傾向にあり、より高い水準のバリアフリー化を目指す。具体的には、旅客搭乗橋（PBB）を更新時期に合わせて段差のない搭乗橋に入れ替える。国際線施設は増改築工事に合わせて旅客搭乗橋を新たに設ける

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①WEB サイトでの情報の充実化（ニーズの高いフライト情報やバリアフリー情報、施設・設備情報）をはかる。
- ②案内カウンターに問い合わせの多い内容を取りまとめ、指差し会話帳等を作成することで、どのスタッフが対応しても同等のサービス・情報の提供ができる環境を整える。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国内線は更新時期に段差のない旅客搭乗橋に入れ替える。</li><li>● 国際線は増改築工事に合わせて新たに旅客搭乗橋を設ける。 (2021年度完成を目指す)</li></ul>

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
入居する航空会社とテナント業者との連携	行政が実施しているセミナーや作成している広報物等を使用して、高齢者、障害者等の利用する設備・機器等の基本的な知識を共有し、専門スタッフの配置はできないが総合案内所を中心にして空港全体においても、どのスタッフが対応しても同等のサービス・情報の提供が行えるよう、人的な支援の充実を実現するため協力依頼を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブアクセシビリティの改善	日本語版ウェブサイトを引き続いて多言語版ウェブサイト（英語・繁体字・簡体字・韓国語）を改修するとともに、JIS X 8341-3:2016 における適合レベル AA 準拠の検証を行い、ウェブアクセシビリティの改善に努める。 (多言語版ウェブサイトの改修は2020年度、JIS X 8341-3:2016の適合検証は2021年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	全社員に対して、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に準拠した研修を行う（2019年度～2020年度）
業務委託先と連携	業務委託先と、現状の課題を共有し、設備・備品の整備等を行い、案内体制の見直しを行う。（2019年度～2020年度）

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす使用者や医療機器を使用している方への配慮を一般の方へ理解、協力をお願いをするポスターを掲示板や多目的トイレに掲示。</li> <li>● 案内カウンターに寄せられた高齢者・障害当事者等の意見を月次で取りまとめ施設の現状の問題・課題を把握し、航空会社と共有する。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特筆事項なし。		

V その他計画に関連する事項

特筆事項なし。
---------

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。